

(5) 井上利用 *et al.* (eds.) C.H. Philips (ed.): *Historigans of India, Pakistan and Ceylon*. Oxford, 1961

ドウジン。

(6) しかし、全般的に *Historical Method* の方が、史料についての記述はより詳細である。

(7) ただ、シャーバストリー氏の記述は、史料に限られたこと、研究書にはされていない。今記したように、概説書のない現状を考えれば、じつはそれを多少とも補つてあるもの意味があるやうである。

ヴィジャヤナガル期以前の南インド全般については、時期と地域が限定されるが、R. Sathianathaier: *Tamilaham in the 17th Century* (Madras, 1956) が最もよく、また、同時の地方政権について V. Vridaghagirisar: *The Nayakas of Tanjore* (Annamalainagar, 1942), R. Sathyanaatha Aiyar: *History of the Nayakas of Madura* (Oxford, 1924), K.D. Swaminathan: *The Nayakas of Ikkeri* (Madras, 1957), C.S. Srinivasachari: *Histoire de Gingi* (Pondichéry, 1940) 等の研究書がある。これらの進歩的な C.K. Srinivasan: *Maratha Rule in the Carnatic* (Annamalainagar, 1945) が最も多く。

また、最近發表された

N. Mukherjee: *The Ryotwari System in Madras (Calcutta, 1962)*, Dharma Kumar: *Land and Caste in South India* (Cambridge, 1965), R.E. Frykenberg: *Guntur District 1788-1848* (Oxford, 1965), T.H. Beaglehole: *Thomas Munro & the development of administrative policy in Madras 1792-1818* (Cambridge, 1966) は夫々異つた問題についての特殊研究であるが、それらの扱つた時代・問題についての資料をつかがへ上からも、有益な著作である。

ハナジ ハムニ く著

「ハガニ」における所有権の支配

——清代地租制の理念に関する一試論——

高畠 榮

日本でもかく、「イギリスの功利主義者たるハイヒー」(1959)以来の欧米における近代インド史研究の動向として、植民地支配政策の源泉をヨーロッパの諸思想、諸学説に求めて、両者の関係を追求するところが、せかんに行なわれてゐる。本書はそのような新しい動向から生まれた一研究であ

り、従来この系列の研究が主に英米人のなす所であったのに對し、インド人の著作である点が、ひとつの注目すべき特徴といえる。

* この新しい動きは日本のインド史研究者の間にも影響を与えており、松井透氏の一連の論述（「思想」四八九、四九八、「インド文化」六）が現われている。

著者はカルカッタ大学卒業後ジャダウル大学で歴史を教え、北京、モスクワ、ワルシャワ、パリ、ロンドン、シカゴなどを訪れて教育・研究に從事した後、英國のサセックス大学で教職に就いた人であり、私自身も滞英中、何かと教示を受けた思い出がある、まとまつた著書は本書のみであるが、他に数篇の雑誌論文があり、史料集の編集・刊行を行なっている。

本書は同氏のパリ留学中の研究成果をムートン社の『海外世界史叢書』の一巻として発表したもので、ハイリップ＝フランシスの地租制度改革案の思想史分析を主内容とする。序文によると、フランス革命の礼讃者であつたフランシスの提案に淵源する永代定租制はどうして擬似封建的なザミーンダーリー制を生んだのか、という著書の学生時代に抱いた疑問がこの研究の出発点となつた、ということである。

まず各章節の表題と内容の摘要とを以下に掲げ、論評は後にまわす。

第一章 序説 (pp. 11-19.)

永代定租制は一七六五年以前における東インド会社の稅務行政經驗の直接の所産としてではなく、七二一年以後のイギリス本国におけるさまざまな東インド論の綜合として形成されきたつたもので、當時のヨーロッパ諸思潮の合流が永代定租制をもたらしたと解せられる。永代定租制の思想的底流は、(1)重商主義、(2)重農主義、(3)自由貿易論であり、それぞれの論客として、(1)ジョン・ヒューイット、A、アレクサンダー・ダウ (Alexander Dow, ?-1779)、(2)ジョン・ヒューイット、B、ヘンリー＝ペテル (Henry Petillie 生没年不明)、C、フィリップ＝フランシス (Philip Francis, 1740-1818)、(3)ジョン・ヒューイット、D、トマス＝ロー (Thomas Law, 1759-1834)、E、チャールズ＝ルーカス (Charles Cornwallis, 1st Marquis & 2nd Earl of, 1738-1805) が挙げられる。かれらには思想上の相違だけではなく、個人的な閥歴や社交関係についても差があつたが、私有財産制維持を政治権力の根本原則とする点では、一致していた。

第二章 初期の諸論点 (pp. 20-60.)

一七七一年から東インド問題についていろいろな著述がイギリスで現われるが、これらは、(1)特定のインド政策の問題についての批判・弁明をするもの、(2)インドの問題をヨーロッパの思想による分析の対象とし、インド問題の将来

を一般的ななかたちで論じたもの、に大別される。後者の研究はインド政策の理解のためにも、十八世紀諸思想の理解のためにも不可欠である。

第一節 アレクサンダー・ダウ (pp. 21-42.)

ダウのインド論のうち、インドの社会・政治の理解にはモンテスキューとニコラス・アントワーヌ・ランジュとの影響がみられ、イギリス人の政治的支配についてはホップズの影響がみられる。かれの経済觀は重商主義的である。ダウによれば、ムガル朝下のインドは、私有財産の不在と、それにかかるわらずそれに補充代位する仁慈ある專制主義と、たえず貿易差額の順調がもたらす正貨の流入によって特徴づけられる。かかる状況下の繁栄はしかしながら一七六五年以降イギリス人によって破壊され、急激な貨幣の流失が経済的衰退をもたらした。土地政策面ではムガル政府によるザミーンダールに対する監督や勸農政策がなくなり、請負制度が導入されたため、請負人などによる農民の奪奪が強行された。繁栄の回復とは、ダウにとっては貨幣量の増大、正貨の流入と同義であり、地租^リ土地政策も復興政策の一環として位置づけられる。ダウはこの面の政策を、私的的土地所有権の定立と、地租額の永代査定による土地財産の保障とに求め、土地所有額に上限を設定しその長子単独相続を防止すべきことを主張した。私的的土地所有が確立されば土地は売買されるよ

うになり、貨幣と人口とがベンガルに流入する。かくて商業の繁栄がもたらされる。また、私有財産の保障は、征服によつて主權者となつたイギリス人に対する原住民の忠誠を確保するためのものもあつた。ダウの所論はフランス人と一致する点もあるが、(一)農業を独自の生産部門として認めや、(二)ムガル朝下のインドに土地私有の存在を認めない、という点で、まつたく異なつていた。

第二節 ヘンリー・ペテュロ (pp. 42-49.)

ペテュロはスコットランド人を祖先とするフランスの農政学者であつて、かれのベンガル農業論はベンガルと旧体制下のフランスの農業状態との類比によつて展開されていく。ペテュロはフランスの影響を強く受けしており、ベンガルの衰退した農業を復興させるためには、土地への資本投下の条件を造出することが必要であると考え、資本投下の条件として私有財産制の確立、定租制の実施を提案した。重農主義者ペテュロは農業を社会的諸産業部門・諸階級の存立の基礎として把握していた。なおかれは、ベンガル農業の復興を基礎として、イギリス産業の製品販売、原料購入市場が形成されることを、展望していた。

第三節 監督官*たむと請負制度の拒否 (pp. 49-60.)

地租^リ土地政策の立案において、フランスを補佐したブルニヤ県監督官ジヨー・ジリデュカレルとラージュシャーピ県監

督官 C・W・ボートンリラウズの両名をとりあげ、かれらが行政現場で形成した政策的見解、両県の農業・農制の状態を説明する。

* 一七六九年にベンガル・ビハール両州の各県に任命された官職で、当時は *Supravisor* と綴られたが、本書では *Supervisor* となつてゐる。一七七一年に収税官 (Collector) と改称された。

第三章 フィリップ・ラノンシスの性格と政見 (pp. 61-89.)

第一節 フランシスに対する評価 (pp. 61-64)

著者は從来の史家がフランシスに不當に低い評価しか下してこなかつた理由を、かれの政敵ウォレン・ヘースティングズに対する一般の評価の高さが、逆にもたらしたものとして説明する。

第二節 若きアルキビアデス (pp. 64-69.)

フランシスが幼時から権力志向型の性格をもち、渡印前には外交官・政治評論家として政治的かけひきの技術を身につけたこと、インド問題では外在的批判者の立場に終始したことなどを、ヘイスティングズとの対比において論じる。

第三節 公徳の探求 (pp. 69-90)

ここではイギリス政界におけるフランシスの思想・行動を説明する。著者によれば、かれは私生活において清廉であり、公生活においても一定の信条——「自由」の実現と「所有権(財産)」の擁護——を私的利害を無視してまで主とする

人の人であつた。そしてこの信条の主張のはげしさは、個人的な失意を通じてさらにつよめられたといふ。例はアメリカ独立戦争に際し、はじめは独立に反対していたが次第に態度を変え、遂には積極的な賛成者に転じたこと、奴隸廃止に賛成したこと、エドマンド・バークとの交友を犠牲にしてフランス革命を弁護したこと、選挙制度改革に挺身したこと、などのうちにこれをみることができる。しかしフランシスの改革案は、常に留保条件つきのもので、例えは奴隸廃止は奴隸解放と同義でなく、奴隸に土地を与えてその役務内容を変えることであり、選挙制度改革にしても有権者を地方税納入者にまで拡大しそこで止める、という程度であつた。

第三章 一七七六年の計画 (pp. 90-159.)

第一節 計画の範囲と方法 (pp. 92-95.)

フランシスが一七七六年に提出した計画の特徴は、第一にそれが単なる財政計画でなく植民地支配体制を永久的に保証するための経済・法制一般にわたる包括的なものであつた点にあり、第一は十八世紀啓蒙思想の掲げた政治・経済理論を、個々の事実を無視して、インドに演繹適用した点にあつた。第一の点は從来の研究者が不當にも無視してきた所であり、第二の点はかれと実務家ヘイスティングズとの争点となつたものである。

第一節 永代定租制の政治経済学 A 農業綱領 (pp. 96

-126.-

フランス案はザミーンダールを土地の私的所有権者とし、その所有権を永代的に固定された地租とともに保障することを提案するものであつたが、この結論は現地での觀察からではなく、モンテスキュー、ヴォルテール、ケネーら重農学派その他の、ヨーロッパ的理論の適用によつて主として達せられた。重農學説の支柱は私有財産ことに私的所有の擁護にあり、地主[＝]農業經營者[＝]農業資本家による農業部門を基軸とする資本主義發展を構想する。またそれはイギリスの法学者ブラックストーンとともに、社会秩序としての不平等の存在を積極的に容認し、主權者と一般大衆との間に地主・貴族階級が介在することを当然視する。このような私的所有者・地主貴族の階級を、フランスはザミーンダールに見出すわけであり、そのような立場から、ヘイステイングズも論理的には採用していいた皇帝ないし國家を唯一の土地所有者とみなす通説を、ヴァルテールを引用しつつ批判して、私的所有者がムガル朝下に確立されていたと考へる。そして請負制度はかかる私的所有権を侵犯したばかりでなく、全階級を貧窮のうちへ水平化し去ることによつて社会秩序を破壊するものとして、攻撃される。ザミーンダーリー制は、フランスにとっては、重農學説の実現であるとも、かれが解釈した歴史的な旧秩序への復帰でもあつた。ヨ

ヨーロッパ的理論と、それを適用するために解釈されたインドの歴史との両面からの支持をとりつけるという立論方法は、ザミーンダールとライヤットとの関係を調整する場合にも用意されており、一方には地主[＝]經營者[＝]労働者を私益のために優遇するであろうという期待があり、他方にはかつて両者の間にあつた双務的な自然的利害関係が、ザミーンダーリー制によつて回復されるであろう、といふとおしがあつた(なおかれは、ライヤットを土地所有権とは認めず、これを自由な労働者とみなした)。但し課税方法について永代定租制を主張したのは、理論から演繹されたというより、むしろ当時の現地行政官のあいだの支配的見解に随つたものとみられる。一般的な課税原則についてのみ、モンテスキューが援用されているにすぎない。

第三節 同右 B 商業綱領 (pp. 127-143.)

土地[＝]地租制度における国家的土地所有説を批判したように、フランスは商業上の独占政策を排撃し、政府の商業への干渉の排除、自由競争、商業への非課税、を主張した。こでまた、重農主義的主張とならんで、ムガル朝が自由貿易政策を行なつていたという歴史解釈が現われる。しかしかれの商業論は単純に重農主義的なものではなく、重商主義理論もまた援用されている。かれは商業を資本[＝]と増殖する手段として重視するとともに、東印度会社のディーワーニー獲

得を境としてベンガルの国際貿易上の地位が地金銀・正貨の流入国から流出国へ転落したと指摘し、会社の投資政策などによる流出を阻止し、地金銀・正貨の運動方向を逆転させるために、イギリス人がインドで蓄積した貨幣を本国に送金せず、現地の農・工業、またはイギリス人以外のヨーロッパ人による貿易に投資することを提案しており、外国人の指導によつてインド商品の増産と改良、外国貿易の開発をおこなうことを示唆している。(本節でとりあげているのは前掲計畫書ではなく、「ヌエズ貿易」と題する別の手稿である。)

第四節 「ベンガルの王は誰か」(pp. 143-159.)

フランスはベンガルの混乱の原因をそこで行使される権威・権力の多元性に求め、混乱を排除するためにベンガルをイギリス国王の直轄植民地とすることを提案した。商業団体である会社が同時に行政組織でもあることを、かれは非難した。しかしイギリス国王の主権下におかれたベンガルは、なお在地の法、制度をもつて統治され、税務は現地人官吏によって執行されるべきであり、ヨーロッパ人の入植、法律や公務員のイギリス化は避くべきであつて、イギリス化は曆法の改革と公文書における英語の採用にとどまるものとされた。かれはベンガルについては征服者の権利を認めだが、ペナレスを除く、インド他地方への領土拡張には反対し、ベンガルの領有自体も永続するものとは考えなかつた。政治において

もまたフランスは、重農学派の法律、政体についての理論や、反植民地理論を論拠としたのである。

第五章 理論の進歩 (pp. 160-186.)

第一節 一七八四年法とマクファーソン政府の窮地 (pp. 161-167.)

フランス案は否決されたが、一七八四年のいわゆるピットのインド法は不明確ながらザミーンダーリー定租制への方向を示唆し、J・ショーの現場行政官の間からもそれを要望する傾向が強くなつた(ショーは永代定租でなく終身定租を主張した)。しかしまクファーソン臨時総督は決定的な政策転換を行ないえなかつた。

第二節 コーンウォリス侯と改革理念 (pp. 167-173.)

コーンウォリス総督が抱いたザミーンダーリー永代定租制の根本的理念—封建的諸特權の解消、近代的な地主農業経営者層の創出、上地私有権の保障による農業投資の確保、階層的社会秩序の回復など—は、総督自身の重農学派的思考のもとづくものであつて、同制度の採択は会社中央の指令や現地行政官の間の空氣に左右されたものでもなく、かれ自身が嫌悪したフランスに負うものでもなかつた。インド経済政策の基調はハイステイングズ期以降、重商主義から重農主義への転換をとげつあり、コーンウォリス自身の立場がこれと矛盾しなかつたのである。

第三節 トマス・リードとその「ザミーンダーリー永代定租制」

の」最終形態における論理 (pp. 173-186.) ピハール (パトナ) 県収税官ロード、フランシス案、フランスの啓蒙主義者や重農学派、プラックストーン、A・スマスに理論的根拠を求める一方、現地行政の経験をも立論の基礎として、定租制 (ロード自身の用語では *mugarrari plan*) 実施を主張した人物である。かれはフランスに多くを負うてゐるが、後者がザミーンダールの封建的諸特権を存続し旧來の「家柄」の存続を望んだのに対し、ロードはザミーンダールの裁判権・内国關稅徵收権の撤廃、土地市場・土地所有者間の自由競争を通じて行なわれるより企業心ある者への土地の移転を主張した点で、後者より前進していた。ロードはさらに会社の貿易独占権廢棄を主張し、定租制下の農業が投資による改良を通じて工業原料となる商品作物の栽培を拡大すること、ザミーンダールの生活状態の改善が商品需要の増大をもたらしイギリス工業製品のインド輸入を可能にすることを展望していた点で、自由貿易時代のインド政策を先取りする立場にあつた。

第四章 最初の疑惑 (pp. 187-199.)

最初はフランスにいくらか近い立場にあつたJ・ショーンは、永代定租制度実施の段階ではかえつてこれに反対した。ショーンは永代定租制を即座に実施するのでなく、その実施が

可能となる時期まで十年定租のような長期査定をくりかえし、充分な経験と知識とを集積すべき旨を主張したが、ショーンの内容はたんなる時期をめぐる問題だけではなく、フランス案の全体系をその前提諸条とともに否定する性質のものであつた。フランシスがヨーロッパの思想・学説を先驗的、演繹的に適用しようとしたのに對し、ショーンはビンドゥー、イスラムの古文献や地方文書、現地人との接触、小農園經營 (?)などを通じて経験的、帰納的に立論した。ショーンは結局、ザミーンダールが最大の地権をもつことは認めたが、しかしそれはヨーロッパ的ないみでの所有権とは異なることを指摘し、ザミーンダールに土地所有権を付与するのは現在の権利のゆえでなく、政策上の必要からである、と理解した。かれはさらに現存するザミーンダールの資質、能力から判断して、一片の法令がかれらを近代的な地主・農業経営者にかえるというフランシス的前提を却け、逆に政府のザミーンダールに対する干渉 (経営や資産内容の調査、対ライイヤット関係の規制) を主張した。永代定租制の放棄、土地調査、農民保護立法、土地所有者の所得増収分に対する政府の課稅権の留保、などをあくまでもシヨー案は、十九世紀の反コーンウォリス体制の諸論点を先取したものであつた。

以上が本書の梗概であるが、ここで多少の論評をつけたいと思う。

本書によつて永代定租制が、J・ミルのいうごとくヨーロッパ諸侯の貴族趣味の産物でなく、当時のヨーロッパ諸思潮の合流の上に形成されるに至つた経緯が明らかにされたことは、大きな貢献として率直に評価すべきであろう。そしてまた、従来のおよそ無味乾燥な、為政者の性格、行政機構、征服戦争、政府部内の軋轢などの記述をもつてみたされたこの時代の歴史に較べるならば、本書のごときアプローチや叙述は、ストウクス氏前掲書などとともに、近代インド史研究の一方方向を開拓したものとして、その限りでの賞讃は贈られるに値しよう。

しかし私は、多少超越的な批判になるかもしれないが、以上とはまったく別の所に問題があるのを感じている。この種の研究は確かに植民地政策をいわば広い視野の内に位置づけて理解し、近代インド史の解釈を豊富ならしめるには違ひないが、反面では、政策理念の思想的学説的淵源を訪ねることに急なあまり、その政策の対象となつたインド人民側の問題は完全に捨象され、政策が植民地の政治的支配と經濟的奪奪のために本来立案されたという根本的な事実は忘却される。飛躍したい方になるかもしれないが、支配・収奪不在の、ヨーロッパの思想学説の消長・交替の場としての、植民地時代史、後進国開発政策史さえ書かれる危険がないとはいえない。

グハ氏の著書に帰つて問題を指摘するならば、まずヘイスティングズの扱かい方が問題となろう。著者は收租請負制度の立案施行者としてのヘイスティングズのみを問題としているようであるが、実際にかれが行なつた一七七二年の巡回委員会の査定報告を検討するならば、請負人常に外来者ではなく入札額が満足すべきものであれば、ザミンダールの在米の領有を形の上では認めており、しかもかれらの従来享受した商税、料料、雜稅などの特權収入を一切禁止し、かれらとライヤットとの関係を文書契約に立脚せしめる意図があつたことは明らかである^{*}。また裁判権の会社政府への一元化もヘイスティングズの政策であつた。封建的諸要素の解消は特にトマスリローがはじめて唱えたものではなく、ヘイスティングズが、実効のほどはともかく、既に実施していたのであり、この点が完全にみおとされている。

* この点を私は修士論文（一九五六年）のうち、未発表の部分で指摘してある。巡回委員会報告は今世紀はじめにベンガル政府から刊行されたが、これは日本ではなく、私が用いたのは、W. W. Hunter, *The Annals of Rural Bengal*, London, 1897. 卷末付録の同報告の抜萃である。もちろんヘイスティングズの土地^{II}地租政策は論理的には國家的土地所有説を前提としており、私有財産制の確立を基軸とした植民地開発構想はなかつたのであるが、そこまでは行かずとも、商品の調達と輸送の自由を確保することはブルジ

ヨアジーの植民地政策である限りは不可避のことであり、無視してしまわれる問題ではない。そして私有財産制の確立にしても、それはあくまでイギリス人のインペにおける土地への投資の前提たる限りで意味をもつてゐる。^{*} 重農主義その他的思想学説が植民地政策を形成したのではなく、イギリス＝ブルジョアジーの要求がそれらの思想学説を採用したのである。上記のヘイスティングズの政策志向が不間に付されたことを、私は、著者の失策と見るより、むしろ方法に内在する欠陥—植民地支配の本質把握を回避すること—にあると考えたい。

* 永代定租制の採用に当りて、プランスターであつたチャーチル・ダニクリントが本国要路と折衝したことと想起せよ。C. H. Phillips, *The East India Company, 1784—1834*, Repr., Manchester, 1961, p. 69; A. Embree, Charles Grant and the British Rule in India, London, 1962, p. 116.

次に注意してよるのは、ハーバードの永代定租制の破綻原因の説明である。著者は別にまとまつた説明を施しているわけではないが、(1) フランシス案において将来の人口増加への展望が欠落していたこと(p. 124)、(2) 地租額のみを永代固定し、ザミーン・ダールとライ・ヤットとの関係を政府の規制外においたこと(p. 126)、(3) 永代定租制が意図した資本的農業の発展に必要な「自己主権下の国内市場」が、結局はイギリ

ス資本に掌握されたこと(p. 186)、を本論に附隨して挙げてゐる。これらの論点は十九世紀はじめの行政資料を通観すれば、なるほどいおうもんなどのことである。しかしそれでは、人口増加に伴なう土地保有零細化への対策をも用意し、ザミーン・ダールなどの(中間者)を排除したライ・ヤットワーリー制が、果して所期の目的を達したであろうか。(1)の論点は十全ではない。また永代定租制は、商業貿易政策における在地商人勢力の排除と併行して進められており、そもそも植民地政策の一支柱として実施されたものである以上、「自己主権下の国内市場」などは本来意図される筈はなかつた。(3)の論点は的外れも甚だしいといわねばならない。

第三に、著者はR・ペアズによる「収奪植民地」と「移住植民地」との分類をひいて、フランシスは前者の重要性を限られた着目では否定していないが、かれが構想したヨーロッパ人の入植は商品作物中心のプランテーション型のもので、しかも入植地を荒蕪地に限定するのであるから、前者が支配的となることを欲していなかつたのだ、と論じてゐる(p. 156)。これは、すこぶる疑問である。ペアズの植民地分類は大体北アメリカ、西インド諸島の植民者と本国との関係を基礎においてなわれているもので、アジアに直ちに適用されうるものではなく、まずペアズの概念の適合を問う必要があろう。入植者が穀物をもつて本国製品への代価を支払うというペアズ的

意味の「収奪植民地」は、フランスの構想になかつたとはいえ、かれの案は本来別の形態の収奪のために作られたことを忘れるべきではない。上述の如き評価は、インド人たる著者の思想にかかる問題である。

第四に、フランスとヨーロッパとの間の政策理念における繼承関係は説明されたものの、前者が主張した余社の貿易独占権撤廃が一八一三年まで、統治と貿易との分離が一八五八年まで、実現されなかつたことを、グハ氏はまつたく説明していない。それは本書の視野の外といえばそれまでであるが、この点を度外視しては、植民政策史におけるフランス案、あるいはかれが依拠した重農学説の位置づけ、貢献の度と限界などは、完全に把握されたことにはならないであろう。これも思想学説をそれ自体としてしか扱わず、それが本来支配と収奪のための道具であつたことを認識しない、という方法上の欠陥に由来するのではあるまい。

他にも論すべき点はあるが、予定の紙数をはるかに越えたので、以上にとどめる。総括的にいえば、私は本書を実証研究の限りでは、つまり個々の事実の指摘の点では、評価しえても、その事実評価の仕方や本書全体を貫く著者自身の思想、方法には同意できない。歴史の主体を没却した諸思潮の合流という観点、植民地人民とのかかわりを無視した私有財産権確立、資本導入、経済開発構想、等々の研究が、現代に

おいてどのような利害関係にありとあらへ奉仕しうるかを、われわれは慎重に考慮すべきであらう。

(なお、本書中に紹介されているフランスやヨーの「シム・封建制論」については、紙数の都合で割愛した。)

Ranajit Guha, A Rule of Property for Bengal, An Essay on the Idea of Permanent Settlement, Paris —The Hague, 1963, 222 pp.